

**「融資・経営相談」をご利用ください  
～平成25年4月1日より訪問相談を実施します～**

「思うように売上が伸びない」「設備投資をしたいが、迷っている」「取引先とのトラブル」など経営の悩みはさまざまですが、専門家のアドバイスを受けて解決策をみつけてみませんか?高い知識と豊かな経験の中小企業診断士がご相談をお待ちしております。

場所	時間・曜日	ご予約・お問い合わせ先
世田谷産業プラザ4F (公財)世田谷区産業振興公社	9:00~12:00 13:00~20:00 月~金曜(祝日・年末年始を除く) ※17:00~20:00は要予約 ※創業・事業承継相談は要予約	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 公益財団法人 世田谷区産業振興公社 TEL:3411-6603
世田谷総合支所1階相談コーナー	9:00~12:00 13:00~17:00 (祝日・年末年始を除く) ※場所により曜日が異なります ※要予約	
北沢総合支所5階相談室		
玉川総合支所第2庁舎2階相談室		
砧総合支所3階相談室		
烏山総合支所1階相談コーナー		
区内事業所(訪問相談)	9:00~20:00 ※要予約 (祝日・年末年始を除く)	

**事業所のリスクマネジメント  
「社会保険・労働相談」をご利用ください!**

労働条件や労務管理、解雇など労働問題などでお困りの方。年金や健康保険などの社会保険でお悩みの方。高い知識と経験豊かな社会保険労務士が相談を行っています。予約不要ですので、直接会場にお越しください。また、4月1日から、社会保険労務士が出張して相談を行います(要予約)。詳細はお問い合わせください。

- 1 相談受付日時と会場  
(1)世田谷区太子堂2-16-7世田谷産業プラザ4階  
毎週火曜日 午後1時から5時  
(2)世田谷区南烏山6-2-19烏山区民センター3階会議室  
第1日曜日 午後1時から5時  
問:(公財)世田谷区産業振興公社  
TEL:3411-6604

**東京信用保証協会からのお知らせ**

◆江戸・TOKYO 技とテクノの融合展2013 出展者募集のご案内  
当協会は中小企業の皆さまへの経営支援の取り組みとして、7回目となるビジネスフェアを東京国際フォーラムにて開催いたします。

新技術や新商品の情報収集の場として、またビジネスパートナーとの出会いの場として、ぜひこの機会をご活用ください。皆さまのご応募を心よりお待ちしております。

- 【開催概要】  
■日 時  
平成25年10月3日(木)10時~17時  
■会場  
東京国際フォーラム 展示ホール  
(千代田区丸の内3-5-1)  
■内容  
①中小企業者・支援機関によるブース展示  
②講演会(第1部~第3部)  
③出展者によるプレゼンテーションほか

- 【募集概要】  
■募集小間数 270小間(予定)  
■出展料 1小間:30,000円  
■小間仕様 間口約2.4m×奥行約1.8m×高さ2.7m  
■申込方法  
①Web申込(当協会ホームページから)  
②FAX/郵送申込(当協会所定の「出展申込書」による)  
■申込締切  
平成25年4月30日(火)  
事務局到着分まで  
\*申込が募集小間数を大きく超えた場合は、締切日前であっても申込受付を終了することがございますので、予めご了承ください。  
◆ビジネスフェアに関するお問い合わせ  
東京信用保証協会  
ビジネスフェア実行委員会事務局  
TEL:3272-2070  
詳細は当協会ホームページをご覧ください。 <http://cgc-tokyo.or.jp>

**世田谷産業プラザ会議室使用料の改定について**

平成25年7月1日より、世田谷産業プラザ会議室の使用料が下記のとおりとなります。引き続き、事業所や産業団体の会議及び研究・学習活動等の場として、どうぞ、ご利用ください。

(1)使用時間及び使用料

区分	大会議室140m <sup>2</sup> (72名)	小会議室60m <sup>2</sup> (33名)
1日(9:00~22:00)	22,360円	9,620円
午前(9:00~12:00)	4,420円	1,950円
午後(13:00~16:30)	6,760円	2,860円
夜間(17:30~22:00)	11,180円	4,810円

(2)申込方法

区分	申込開始日	申込先
区内事業所	2ヶ月前の1日	1階受付または
区外事業所	2週間前	電話3411-6636で

- ※ 大小会議室は1室として使用することができます。
- ※ マイク等付帯設備の使用料は別途必要です。
- ※ 公社が共催・後援・協賛する事業は、使用料の免除及び減免となります。
- ※ 東京商工会議所世田谷支部や世田谷区商店街連合会、公益社団法人世田谷工業振興協会の会員は使用料の2割減免となります。
- ※ 毎月第4水曜、年末年始(12/28~1/4)は休室日です。

**平成25年10月から廃棄物処理手数料を改定します  
～さらなるごみ減量・リサイクルにご協力ください～**

世田谷区では、環境に配慮した持続可能な社会を目指し、ごみの発生や排出の抑制に重点を置き、区民・事業者の皆さまとともにごみそのものを減らす取り組みを進めています。

区内には多くの事業者があり、事業者の皆さまからのごみも大きな割合を占めています。

さらなるごみの減量には、行政や区民だけでなく、事業者の皆さまによる積極的な発生抑制・再使用の取り組みも大変重要です。

廃棄物処理手数料は、平成20年以降据え置かれており、廃棄物手数料原価と乖離が生じているため、10月1日から受益者負担の適正化と事業系一般廃棄物の削減に向けて改定いたします。

事業者の皆さまには、ご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

■廃棄物処理業者に委託する場合(処理を委託する場合の上限額です。)

現行	改定後
32.5円/kg	36.5円/kg

■区の収集に出す場合(「ごみ処理券」を購入し貼付してください。)

種類	現行	改定後
10リットル券(10枚)	610円	690円
20リットル券(10枚)	1,220円	1,380円
45リットル券(10枚)	2,740円	3,100円
70リットル券(5枚)	2,135円	2,415円

\*改定に伴い、新しいごみ処理券を10月1日から販売します。現行のごみ処理券は、10月31日まで使用できますが、11月以降は使用できなくなりますので、計画的な購入をお願いします。

問:清掃・リサイクル部管理課  
TEL:5432-2922

**平成25年4月1日から  
障害者の法定雇用率が引き上げになります**

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。(障害者雇用率制度)

この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。

《法定雇用率》  
現行 1.8%⇒2.0%  
障害者雇用率制度とは…

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率(法定雇用率)以上になるよう義務づけてい

ます。(精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます)

【注!】従業員50人以上56人未満の事業主のみならずは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

問:東京労働局公共職業安定所(ハローワーク渋谷)  
TEL:3476-8609

**世田谷区男女共同参画プラン調整計画を策定しました**

世田谷区は、平成19年に策定した「世田谷区男女共同参画プラン」について、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化を踏まえて見直し、平成25年度から4ヶ年を計画期間とする「世田谷区男女共同参画プラン調整計画」を策定しました。調整計画では「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の着実な推進に向けた取り組み」を重要な取り組みの一つに掲げています。調整計画に基づいた

各施策を区の関係部署、機関が一体となって取り組みます。詳しくは、区のホームページをご覧ください。

- ※世田谷区ホームページ  
「[くらしのガイド](#)」→「[暮らし・手続き](#)」  
→「[市民活動・男女共同参画](#)」  
→「[男女共同参画](#)」  
→「[男女共同参画に関する計画・方針等](#)」  
→「[世田谷区男女共同参画プラン調整計画](#)」  
問:人権・男女共同参画担当課  
TEL:5432-2259

**マル経融資のご案内  
「～事業者の方々の経営をバックアップします!～」**

マル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)は小規模事業者の方々の経営をバックアップするために無担保・無保証人で商工会議所の推薦にもとづき融資される国(日本政策金融公庫)の融資制度です。

- ◆融資限度額⇒1,500万円
- ◆返済期間⇒運転資金 7年以内・設備資金 10年以内
- ◆担保・保証人⇒不要(保証協会の保証も不要です。)
- ◆融資利率⇒1.65%(平成25年2月14日現在)

\*設備資金は平成25年3月末貸付分まで、当初2年間0.5%低減した金利の適用が可能です。

\*融資利率は金融情勢により変わることがあります。  
\*世田谷区から支払利子の30%の利子補給金が支給されます。  
\*融資の条件等は変更となる場合があります。  
詳しくは、おたすねください。  
お申込み・お問い合わせ先  
東京商工会議所世田谷支部  
TEL:3413-1461

せたがやエコノミックスは下記により編集・発行しています。  
世田谷区産業政策部 TEL:3411-6652 FAX:3411-6635  
URL:<http://www.city.setagaya.tokyo.jp/>  
公益財団法人世田谷区産業振興公社 TEL:3411-6602 FAX:3412-2340  
URL:<http://www.setagaya-icl.or.jp>  
東京商工会議所世田谷支部 TEL:3413-1461 FAX:3413-1465  
URL:<http://www.tokyo-cci.or.jp/setagaya>